

(様式第 26 号)

許可後における申請者の留意事項

- ① 工事を開始するときは、「農地転用許可済標識板」(様式第 27 号)を工事地の進入路又は第三者に見えやすい場所に掲示すること。
- ② 許可を受けた者は、工事を開始するとき現場に工事責任者を必ず配置し、知事からの許可条件及び指示事項を作業員に徹底させること。
- ③ 工事責任者は、事業地に搬入される土砂等に産業廃棄物等の混入がないよう、十分注意をすること。
- ④ 工事責任者は、埋立て方式が天地返し方式の場合、掘削土は事業地外に運び出すことのないよう作業員に徹底させること。
- ⑤ 工事責任者は、周辺に土砂等の流出、出水及びその他の被害が生じないよう事前に必要な措置を講ずるとともに、周辺の環境保全に努めること。
- ⑥ 事業計画の土砂等発生元に変更があったときは、直ちに土砂等発生元変更届出書(様式第 25 号)を、農業委員会へ 2 部提出すること。
- ⑦ 工事責任者は、工事によって道路及び水路等の公共用施設の破損を生じないよう十分配慮すること。
- ⑧ 許可期間内に事業が終了しない場合は、早めに農業委員会に相談の上、やむを得ないと認められる場合は必要最小限度の期間について計画変更(期間の延長)の手続を行うこと。
- ⑨ 工事を完了(農地復元)した場合は、遅滞なく所定の農地復元報告書(様式第 11 号)を農業委員会あて提出すること。また、許可期間中であっても工事を完了(農地復元)した場合は、遅滞なく農地復元報告書を農業委員会へ提出すること。
- ⑩ 許可条件及び上記指示事項を守らない場合は、農地法第 51 条による許可の取消し又は原状回復命令等がされる場合があるので注意をすること。